

質 疑 書

令和 年 月 日

京都府知事 様

氏 名	氏名(又は会社名)	
	連絡先 : TEL	FAX
調達品名	京都府庁本庁庁舎で使用する電力	
履行場所	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 地内	
[質問事項]		
	(事 項)	(事 項 の 説 明)

- 【注】**
- 1 質疑書の提出期間、回答の期限
 - (1) 質疑書の提出期間：令和2年9月11日（金）から令和2年11月2日（月）まで
 - (2) 回答の期限：令和2年11月12日（木）まで
 - 2 全指名業者へ、FAX送信により、回答することを原則とします。
 - 3 質疑書は、持参又はFAX(075-414-5450)により、京都府総務部府有資産活用課施設管理係（075-414-4044）へ連絡の上提出してください。郵送は認めません。
 - 4 質疑事項は、明瞭・簡潔に記載してください。
 - 5 質疑事項のない場合には、提出する必要はありません。
期限までに提出のない場合は、質疑事項がないものとして取り扱います。
 - 6 質疑事項がない場合は回答しません。
 - 7 入札・契約手続き等の事務的な質問についても、質疑期間等は同様とします。